

第 15 回  
東近江市景観審議会

議 案 書

令和 5 年 3 月 29 日 (水) 午前 10 時から  
東近江市役所 317、318 会議室 (新館 3 階)

議案第 1 号

東近江市屋外広告物条例施行規則の一部改正につき、意見を求めることについて（諮問）

このことについて、別紙のとおり東近江市長から諮問されましたので、審議願います。

令和 5 年 3 月 29 日

東近江市景観審議会

会長 丸 山 俊 明

東都計第 1857 号  
令和 5 年 3 月 15 日

東近江市景観審議会

会長 丸 山 俊 明 様

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市屋外広告物条例施行規則の一部改正につき、意見を求めることについて（諮問）

このことについて、東近江市屋外広告物条例施行規則の一部を改正しようとするので、東近江市屋外広告物条例（平成 22 年条例第 26 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、審議会の意見を求めます。

# 屋外広告物条例施行規則で定める事業所からの距離規制について

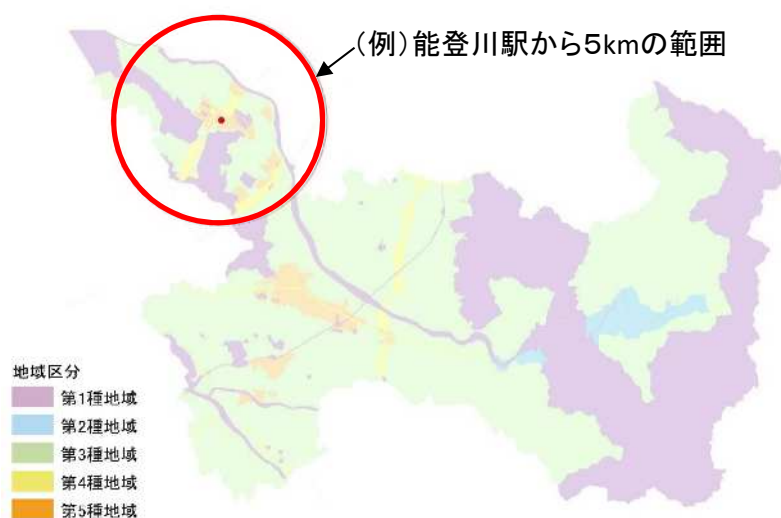
## 1 現状

東近江市屋外広告物条例施行規則では、第4種地域(幹線道路沿い)を除き、「広告物等を表示し、又は設置する位置は、広告主の事業所等から半径5キロメートル以内」という規制を設けている。

この距離規制の目的は、市外事業者の看板設置を抑制することで、市内事業者を守ることである。

図1 規制地域毎の事業所からの距離規制

	第1種	第2種	第3種	第5種	第4種
図面箇所	(紫色)	(水色)	(緑色)	(オレンジ色)	(黄色)
距離規制	広告主の事業所等から半径5キロメートル以内				なし



(例)野立看板

## 2 課題

(1) 事業所等から5km以上離れている場合は、市内事業者であっても看板が設置できない。

(例)能登川地区の事業者が、八日市地区に看板を設置することはできない。

(2) 広告主及び看板事業者への理解が得にくい。

(参考)距離規制がない他市を調査したが、市内事業者が守れない、というような状況は見受けられなかった。

(3) 5kmの規制(距離規制)があるのは県内で東近江市のみである。

## 3 改正案

「広告主の事業所等から半径5キロメートル以内」という距離規制を撤廃する。

## 4 効果

距離規制により看板設置ができない市内事業者がなくなる。

## 5 施行日

令和5年4月 施行規則の改正、改正内容周知

10月 改正内容の施行

# 同一の広告主が非自家用広告物を複数設置する場合の相互間距離規制について

## 1 現状

東近江市屋外広告物条例施行規則では、同一の広告主が非自家用広告物を複数設置する場合、規制地域によって、「相互間の距離は、〇〇〇メートル以上であること。」という規制を設けている。この相互間距離規制の目的は、看板の乱立を防ぎ、景観の悪化を防ぐことである。

表1 規制地域毎の相互間距離規制

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
相互間距離規制	500m	2km	500m	500m	100m

## 2 課題

同一の広告主が規制地域の異なる場所に非自家用広告物を複数設置する場合、どちらの地域の規制基準が適用されるのか明記されていないため、規制内容が分かりづらい。

### 【適用される規制内容】

景観を守る観点から、下図の例のように、より長い相互間距離が必要な方の規制地域の基準(より厳しい規制地域の基準)が適用される。



図1 同一広告主による複数の広告設置が許可できない例

## 3 改正案

解釈が分かりやすくなるように、下記下線部分の文言を許可の基準に追加する。

**※規制の内容が変わる訳ではありません。**

「同一の広告主が表示し、又は設置するものにあつては、相互間の距離は、〇〇〇メートル以上であること。ただし、規制地域が異なる場所に表示し、又は設置するものにあつては、相互間の距離は、より長い距離が規定されている方の規制地域の基準を適用する。」

## 4 効果

相互間距離規制の内容が明記されることにより、規制の内容が分かりやすくなる。

## 5 施行日

令和5年4月 施行規則の改正、改正内容周知  
10月 改正内容の施行